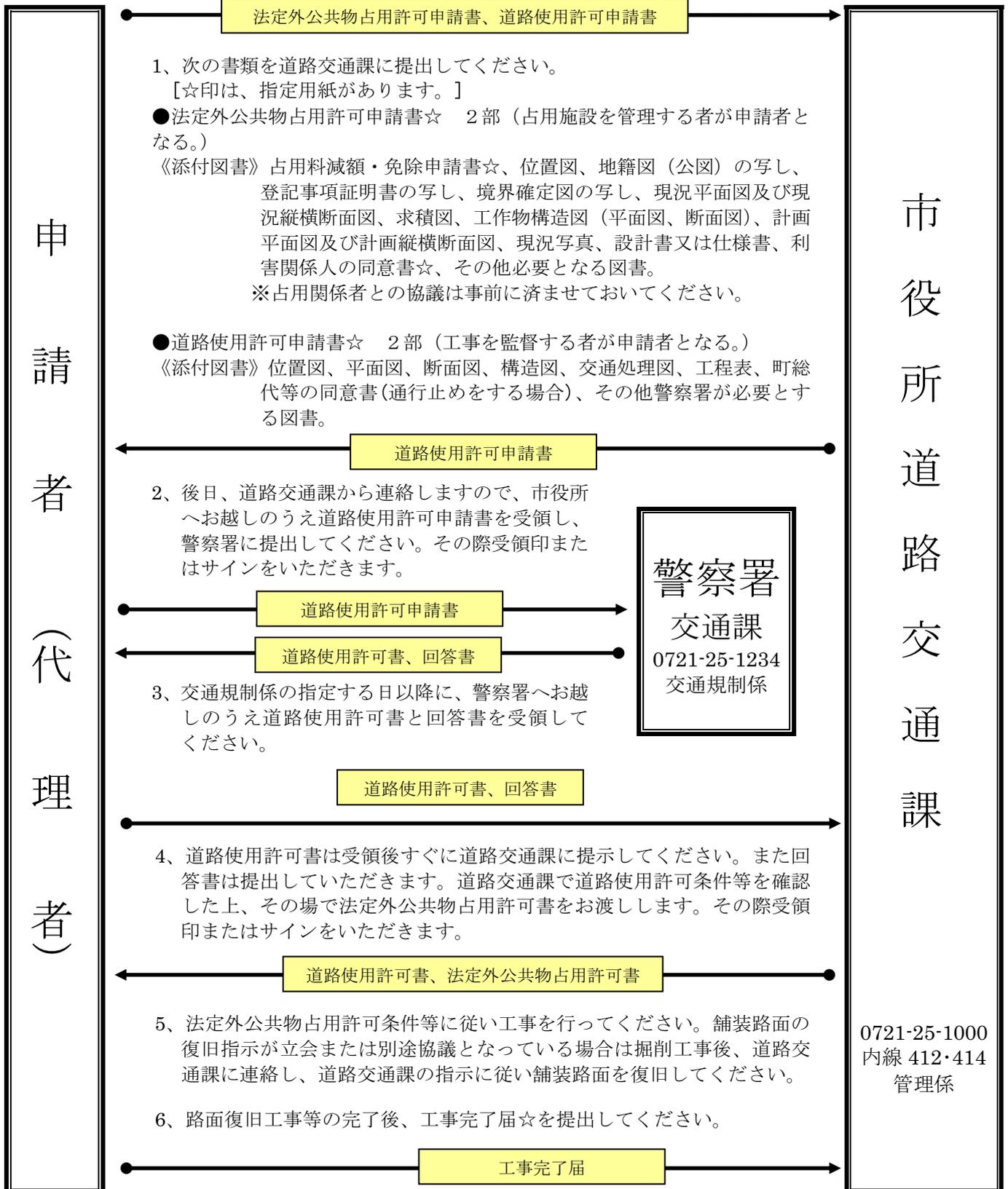


法定外公共物占用許可の申請手続き

富田林市が管理する法定外公共物（里道敷・水路敷等）を占用しようとする場合は、次により許可を受けて下さい。尚、富田林市法定外公共物管理条例並びに富田林市法定外公共物管理条例施行規則などに基づき、申請内容の変更を指示する事があります。また申請そのものを受理できない、または許可できない事もありますので、はじめて申請される方は事前に道路交通課に連絡をお願いします。

占用物を伴わない工事は「法定外公共物工事施行承認」の申請を行ってください。

また、占用を廃止する場合は「法定外公共物占用廃止届出書」を提出してください。



※申請から許可まで、概ね2～3週間程度の期間を要します。